

自治体における移行に向けた連絡調整(会議等)の実施状況の例
【都道府県・指定都市・児童相談所設置市】

栃木県	入所調整委員会	障害者団体、市町村、障害者支援施設、相談支援専門員、県関係課、児童相談所、心身障害者福祉センター	年2回	入所調整に関する協議・検討
埼玉県	埼玉県発達障害福祉協会児童発達支援部会	障害児福祉施設、県障害者支援課、児童相談所	2回	各施設からの状況報告及び情報共有
千葉県	地域移行等連絡調整会議	児童相談所、関係市町村、施設 必要があればその他の関係者(生保、国保担当、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員等)	最低1回 必要に応じて3か月から6か月に1回	18歳になる障害者等(必要があれば、それより以前の学年又は年齢の児童)について、今後の処遇、事務の引き継ぎ、各関係者等の行うべき事務手続き等の協議。
神奈川県	過齢児等移行支援連絡会の設置	市町村障害福祉所管課 児童相談所 相談支援事業所 福祉型障害児入所施設 障害者支援施設 総合療育相談センター 県障害福祉課	①過齢児移行支援連絡会(1~2回/年) ②過齢児解消システム構築ワーキンググループ(年3回程度の開催を基本とし、必要に応じて追加開催) ③圏域別過齢児移行検討ワーキンググループ(圏域ごとに年1回以上の開催)	①連絡会(1~2回/年) ②過齢児解消システム構築ワーキンググループ 主に、過齢児等を受け入れる障害者支援施設関係者で構成されるワーキングとし、過齢児等施設入所支援を必要としている方々の受入れについて、システム構築を協議検討する場とする。 ③圏域別過齢児移行検討ワーキンググループ 圏域ごとに施設入所支援を必要としている過齢児について、情報を共有し、移行支援の状況等を共有する場とする。 ※ 現在、児童相談所においてすでに連絡会を実施している圏域においては、児童相談所が開催している連絡会を当該ワーキングとして置き換え、当該児童相談所で情報共有を行う。
	移行待機者リストの作成	市町村障害福祉所管課 総合療育相談センター 県障害福祉課	年2回圏域市町村から提出されるリストとりまとめ	神奈川県所管域の障害児入所施設に在籍している18歳以上の者(以下「過齢児」という)等について、関係機関が状況を把握し、情報共有することで、円滑な成人サービスへの移行が図れるよう「過齢児移行待機者リスト」(以下「リスト」という。)を作成する。
山梨県	施設移行に向けた外部との関係者会議	・学校/計画相談員 ・市町村障害福祉担当者 ・保護者 ・移行希望先施設職員等	対象者1名につき、年1~3回	・本人、保護者の希望確認 ・学校、計画相談、施設の考えや見立てとの調整 ・施設の空き状況、受入見込みの確認 ・本人の受入にあたって必要な支援の確認(行動面・情緒面・医療面等) ・経済的な事柄に関する確認
	(主に過齢児)移行希望先施設の体験利用	移行希望先施設職員	対象者1名につき年1~5回程度	・利用者の施設適応状況の確認 ・施設入所者の反応の確認
三重県	福祉型障害児入所施設に関する意見交換会	各福祉型障害児入所施設長、児童相談センター長、各児童相談所長、県障がい福祉課長	年1回	・福祉型障害児入所施設に関する課題と対応について
	入所児童に関するモニタリング会議	福祉型障害児入所施設担当者、管轄児童相談所職員、出身市町担当者、その他関係者	年1回	・各入所児童の現在状況の共有と今後の対応方針について(個別ケース検討)
	学校主催の進路懇談会	学校の担任、福祉型障害児入所施設担当者、管轄児童相談所職員	必要に応じて	特別支援学校高等部在籍中の進路懇談会に見相職員も極力同席し、意向に向けた検討、協議を行っている。
大阪府	市町村への情報提供	市町村障がい福祉課、児童相談所(基幹相談支援センター)	年1、2回	・当該年度もしくは翌年度の移行対象児童について個別票を作成し、児童相談所から市町村障がい福祉課へ情報提供を行う。今後の方向性、流れなどを確認する。
	進路懇談会 進路調整会議	保護者、本人、入所施設、支援学校進路担当教員、児童相談所、市町村障がい福祉課、相談事業所など	年2~4回	・(地域福祉サービスへの)移行に向けた方針の確認、調整 ・日中活動や生活拠点(グループホームなど)の利用に向けた体験などの進捗確認、協議 ・今後の流れ(スケジュール)の確認 ・役割分担の確認 ・状況確認、調整 ・グループホームを選定するエリアについて協議 ・療養介護への移行について確認
	成人移行にむけた個別ケース会議(定例化されたものは管内にはなし)	市町村(=福祉事務所)障がい福祉課、児童相談所、入所施設、学校、相談支援事業所、保護者、	適時	・援護市についての確認 ・保護者意向の確認、移行先調整について他
広島県	入所調整会議 ※ 障害者支援施設へ入所を希望する者(障害児施設に入所中の者を含む。)の入所調整を実施しており、その中で「移行」も対応。なお、施設が入所調整委員会を設置している場合は、同委員会が入所調整を行う。	[主たる対象を知的障害者とする施設]こども家庭センター、該当市町、該当施設。 [主たる対象が身体障害者とする施設]県立身体障害者更生相談所、該当市町、該当施設	随時	入所希望者から施設への緊急の入所の申し出を受けた場合に、その要否を判断する。
徳島県	障がい者自立促進事業関係機関連絡調整会議	県、市町村、特別支援学校、施設	年1回(3圏域)	障がい福祉サービス利用希望の待機者の状況について
愛媛県	福祉型障害児入所施設における移行状況に関する関係者会議	県内各福祉型障害児入所施設長及び県障がい福祉課	年1回程度	移行に関する現状、今後のスケジュール等
鹿児島県	障害児施設入所児童に係る障害者施設等への円滑な移行に関する意見交換会	県障害福祉課・県中央児童相談所・県知的障害者福祉協会・鹿児島市障害福祉課・県内福祉型障害児入所施設8ヶ所	年2回程度	他県における移行施策の取組状況・移行支援の体制構築の検討・移行支援に関する現状と課題(主として過齢児について)等
千葉市	地域移行支援等連絡調整会議	特別支援学校(高等部)、福祉型障害児入所施設、区障害支援課、区社会支援課、相談支援事業所、児童相談所	月1回程度	児童の生活状況・実習状況、児童と保護者の意向確認、児童の障害程度、障害程度区分の認定時期、現在の経済状況、移行後の支援状況等
新潟市	障害者支援施設等入所調整会議	中央身体・知的障害者更生相談所長・各構成市町村・各支援施設 など	年4回	障害者支援施設及び療養介護の事業を行う施設への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等を実施する。
静岡市	入所児童地域移行等支援会議	障害者福祉課、居住区役所障害者支援課、基幹相談支援センター、児童相談所	随時	・当該児に関する情報共有(ケース概要、退所予定時期、帰宅困難度等) ・今後の支援における支援方針、各機関の役割について ・関わる相談支援事業所の選定